

高岡市生産性向上のための 設備投資促進補助金

をご活用ください

新しく設備を導入し、従業員の賃上げを行う中小企業を支援するため、市の認定を受けた先端設備等導入計画について、対象設備の取得価格に対し以下の補助率に基づいた補助金を交付します。

	給与等の「総額」が増加する場合	給与等の「総額」が増加しない場合
対象	高岡市内で生産性向上を目的とした設備投資を行う中小企業者	
経費	機械装置、工具、器具備品、建物付属設備のうち償却資産として課税されるもの ※令和8年1月～令和9年2月末まで取得	
補助率 (取得価格に対する割合)	賃上げ表明が1.5%以上の場合 3 %	1.5%
	賃上げ表明が3%以上の場合 6 %	3 %
上限額	300万円	
申請期間	令和8年1月1日～令和9年2月末まで	
その他	先端設備導入計画に基づく税制優遇と選択可能（併用不可）	税制優遇は利用不可

交付までの流れ

- 1 先端設備等導入計画を市に申請
- 2 市から認定書を交付
- 3 設備を購入
- 4 必要書類を添付し、市に補助金申請
- 5 交付決定後、補助金を交付

【ここがポイント】

通常、先端設備等導入計画は賃上げ表明について、給与の「総額」の増加が必要ですが、様々な事情により総額が増加しない企業についても対象にします



補助金の交付申請に必要な書類

- 1 申請書兼請求書（様式第1号）
- 2 市税の完納証明書
- 3 補助対象設備の一覧表（様式第2号）
- 4 補助対象設備の経費の詳細が確認できる書類（見積書等）の写し
- 5 補助対象設備の経費の支払を証する書類（領収書等）の写し
- 6 振込口座の情報が確認できる書類

シミュレーション

●1000万円の機械装置を導入した場合（賃上げ3.0%以上）

①高岡市生産性向上のための設備投資促進補助金の活用

$$\Rightarrow 1000\text{万円} \times 6\% = \underline{\text{補助金額}} \text{ } 60\text{万円}$$

②課税標準の特例の適用による固定資産税の軽減
(耐用年数10年の場合)

$$\Rightarrow \text{5年間での課税免除額 約36万円}$$



留意事項

- ◆補助金を活用する場合は、同一設備での先端設備等導入計画に基づく固定資産税の減免は受けられません。
- ◆先端設備導入計画の認定手続きについては、高岡市のホームページをご覧ください。

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています

「高岡市生産性向上のための設備投資促進補助金」に関する問い合わせ、申請は

高岡市 産業振興部 産業企画課 企業立地推進係

TEL:0766-20-1293 FAX:0766-20-1287

Mail:sangyo@city.takaoka.lg.jp